

盛岡市監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年 4 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 84 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 商工観光部及び建設部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛 商 工 第 61 号

平成 24 年 12 月 19 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 84 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 商工観光部 商工課）

- (1) 無効とすべき見積書により業務委託契約を締結しているものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正でないものが 3 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 無効とすべき見積書について

ア 措置の内容

改めて契約事務及び決裁に関わるすべての職員が相互に確認を行い、2 度と同じ間違いを起こさないように、契約事務及び契約文書内容の確認について課員全員に徹底を図った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

見積書受け取り時の確認及びそれ以降の決裁時の確認不足が原因であったことから、文書主任等による課内研修を行ったほか、契約事務実施時には、所属長、係長、担当者の会議を開催し、必ず契約内容の再確認を行うこととし、再発防止に努める。

(2) 公印使用について

ア 措置の内容

盛岡市本庁等文書規程における公印の取扱について改めて研修を行い、公印の使用の承認を得る際に公印管理者等に文書を実際に回議するよう指導を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

盛岡市本庁等文書規程に基づく公印の使用に関しての理解不足が原因であったことから、文書主任等による公印の適正使用について研修を行ったほか、必要な事務手続きが行われているかを複数職員で確認する体制をとり、再発防止に努める。

24 盛立第 100 号

平成 25 年 1 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 84 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（ 商工観光部 企業立地雇用課 ）

物品の廃棄に伴い、発生した債権及び廃棄経費の処理が適正に行われていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

債権である自動車損害賠償責任保険の還付金について、所属長を含む課員で法令の習熟研修を行なうとともに、適正な収入手続き及び廃車手数料の支払手続きを平成 25 年 2 月 8 日までに行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

車両廃棄にあたり、所属長及び担当者が車両所管課である管財課と協議しなかったこと並びに法令等に準拠せず、債権である自賠責保険料の還付金と債務である廃車経費の相殺を行なったことが原因である。

今後は事前に車両管理の所管部署への協議を行うとともに、法令の習熟研修を行い再発防止に努める。

24 盛道管第 587 号

平成 25 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 84 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 （課名等 建設部 道路管理課）

- (1) 無効とすべき見積書により契約締結しているものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 日帰り旅行に係る旅費を支給すべきでないのに支給していたものが 1 件見られた。
当該旅費について、返納の手続を行うことを求める。
- (3) 業務委託契約に当たり、契約約定に定められた承諾を得ずに再委託が行われていたものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (4) 法定外道路占用料の決定に当たり、減免申請がないものを減免しているものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (5) 補助金交付決定に当たり、決定通知書を交付していないものが 7 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

- (1) 無効とすべき見積書により契約締結しているもの

ア 措置の内容

複数による書類確認を行うよう、担当職員及び上司を指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

決裁権者及び担当者が確認せずに事務処理を行った事が原因である。

今後は、担当を複数の職員で行ない、決裁権者の見積通知書、見積書、委任状の確認を徹底させ再発防止に努める。

- (2) 日帰り旅行に係る旅費を支給すべきでないのに支給していたもの

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

ア 措置の内容

支給要件を全課員に周知徹底するとともに、当該旅費について、返納手続を行い、平成 24 年 12 月 11 日に返納した。

イ 原因及び再発防止策の内容

日帰り旅行者の支給要件を誤って申請し、決裁者も支給要件を誤って命令したもので、旅費規定を熟知していなかったことが原因である。

今後は、日帰り旅行命令簿に当該旅費規程の写しを綴り、常時確認できるようにして再発防止に努める。

(3) 契約約定に定められた承諾を得ずに再委託が行われていたもの

ア 措置の内容

契約約定を再確認し、約定に沿った事務処理を行うよう、担当職員及び上司を指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

担当職員は、再委託が行われることを認識していたが、書類提出が不要との誤った判断から口頭承諾に留めたことが原因である。

今後は、約定の規定により、受注者より再委託の承認申請を文書で提出させ、文書で通知するよう徹底し、再発防止に努める。

(4) 法定外道路占用料の決定に当たり、減免申請がないものを減免しているもの

ア 措置の内容

関連規則を再確認し、適正な事務処理を行うよう、担当職員及び上司を指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

決裁権者及び担当職員が、盛岡市道占用の際の手続きと同様に申請書不要と誤認していた事が原因である。

今後は、占用担当職員を始め、決裁に関わる職員が規則内容を再認識し、法定外道路占用の減免の際、減免申請書の有無を複数職員でチェックして再発防止に努める。

(5) 補助金交付決定に当たり、決定通知書を交付していないもの

ア 措置の内容

決定通知書を必ず交付するよう、担当職員及び上司を指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

補助金交付決定に当たり、担当職員が補助金交付決定通知は文書で行なう事を認識しながら、口頭による通知で留めたものであり、決裁権者及び文書主任も確認をしなかったことが原因である。

今後は、決定通知書は文書で交付することを徹底し、担当係長を中心に随時確認を行い、再発防止に努める。

24 盛道建第 373 号

平成 25 年 1 月 25 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 84 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 建設部 道路建設課）

- (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (2) 工事請負契約等の履行に当たり、選任した監督員等を受注者に通知していないものが 9 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 時間外勤務命令の決裁漏れについて

ア 措置の内容

指摘あった 3 件について、平成 25 年 1 月 18 日までに返納した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁権者、本人及び庶務担当者の確認不足が原因である。

今後は、決裁権者、本人、上司及び庶務担当者が、「時間外・休日等勤務命令表」新様式及びチェックリストにより決裁の相互確認を確実にを行い、再発防止に努める。

(2) 監督員等の通知漏れについて

ア 措置の内容

決裁権者である課長から課員全員に、通知漏れをなくすよう指導するとともに、指摘のあった 9 件について、平成 25 年 1 月 11 日までに受注者に説明のうえ通知した。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

イ 原因，予防策及び経過等を含めた内容

担当者は，監督員の選任通知を文書で行なう事を認識しながら，口頭での通知に留めたこと並びに決裁権者，文書主任の確認不足が原因である。

今後は，文書による事務処理を徹底させ，通知の有無を担当係長が随時確認することとして再発防止に努める。

24 盛 河 第 72 号

平成 24 年 12 月 20 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 84 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建設部 河川課）

- (1) 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正ではないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 日帰り旅行に係る旅費を支給すべきでないのに支給しているものが 2 件見られた。当該旅費について、返納の手続きを行うことを求める。
- (3) 水路占用料の算定に当たり、算定に誤りがあるものが 1 件見られたので、当該占用料について、還付の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 公印の使用について

ア 措置の内容

盛岡市本庁等文書規程等の規定に則り、公印を適正に使用するように決裁権者である管理職及び事務担当者に対して指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印を使用する文書について、管理職による確認が不十分であったこと及び事務担当者の公印取り扱いに対する認識が不十分であったことが原因である。

管理職及び事務担当者による確認を徹底するとともに、盛岡市本庁等文書規程等の関係例規について課員全体での習熟を図った。今後とも、公印管理者及び文書主任による公印管理を徹底し、再発防止に努める。

(2) 日帰り旅行に係る旅費について

ア 措置の内容

支給すべきでなかった日帰り旅行に係る旅費については、平成 24 年 12 月 11 日

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

までに返納手続きを完了した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

日帰り旅行に係る日当を支給しない市外地域について、管理職による確認が不十分であったこと及び庶務担当者の認識が不十分であったことが原因である。

今後は、管理職及び事務担当者による確認を徹底するとともに、本件指摘を受けて作成した「日帰り旅行に係る日当を支給しない市外地域図」を課員で共有すること及び日帰り旅行命令簿に「対象区域外を明示」することで注意を喚起し、あわせて盛岡市旅費条例等の関係例規について課員全体での習熟を図り、再発防止に努める。

(3) 水路占用料の算定について

ア 措置の内容

算定に誤りのあった短期水路占用料について、占用者に説明のうえ、平成 24 年 12 月 14 日までに還付手続きを行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

占用料の算定方法を誤って認識していたことが原因である。

本件指摘を受けて、その算定方法を課内マニュアルとして作成し、課員に周知した。今後は、マニュアルを活用して課員全体で再発防止に努める。